

# ラリースピリット 広島2010 クローズドクラス特別規則書（草案）

公示 本競技会は、日本自動車連盟（J A F）公認のもとに、J A F公認クローズド競技として開催する。

## 第1条 競技会の名称及び格式

2010年J M R C中国・四国ラリーシリーズ第5戦 ラリースピリット 広島 2010  
J A F公認 クローズド競技  
初級者向け

## 第2条 競技種目

第2種アベレージラリー（非舗装路面のタイムトライアル区間を含む）

## 第3条 開催日程

2010年8月28日（土）

## 第4条 オーガナイザー及び大会事務局

1. オーガナイザー  
ラリークラブ広島（R C H）  
代表者 松井 繁往
2. 大会事務局  
〒730-0844 広島市中区舟入幸町 3-1-1201 山本 剛  
Tel fax 082-235-1502 山本 剛

## 第5条 大会役員

- |       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 大会会長  | 松井 繁往  | (R C H)  |
| 審査委員長 | 小野 守   | (チェリッシュ) |
| 審査委員  | 佐々木 賢治 | (R C H)  |
| 組織委員長 | 松井 繁往  | (R C H)  |
| 組織委員  | 伊東 博文  | (R C H)  |
| 組織委員  | 馬場田 真一 | (R C H)  |

## 第6条 競技役員

- |      |       |        |       |
|------|-------|--------|-------|
| 競技長  | 田代 啓之 | コース委員長 | 山谷 隆義 |
| 副競技長 | 伊藤 洋幸 | 計時委員長  | 山本 剛  |
| 事務局長 | 山本 剛  | 技術委員長  | 藤原 正和 |

## 第7条 コース

広島県安芸高田市周辺約6km  
テクニックステージタカタ内約4kmのタイムトライアル区間を含む（非舗装路面）

## 第8条 集合場所及びタイムスケジュール

1. 集合場所 : 広島県安芸高田市原田 テクニックステージタカタ
2. 受付 : 8月28日（土）午後12時10分～午後12時20分
3. 車両検査 : 8月28日（土）午後12時20分～午後12時30分
4. ドライバーズブリーフィング : 8月28日（土）午後12時30分～午後12時45分
5. スタート : 8月28日（土）午後 1時21分（1号車）
6. ゴール（予定） : 8月28日（土）午後 3時00分
7. 表彰式（予定） : 8月28日（土）午後 3時30分

## 第9条 参加資格

- 1台の車両に乗車する定員は正・副ドライバーの2名とし、競技会中に該当車両を運転できる有効な運転免許証を所持しなければならない。

## 第10条 参加車両・参加台数

- 参加車両は、正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証、自動車賠償責任保険証を携行すること。なお、4点式以上の安全ベルトの追加装着を強く推奨する。
- 本競技会の参加台数は20台以内とする。ただし、併催の準国内格式競技会との合計が60台を超える場合は、本競技会の参加台数を減じて調整する。

## 第11条 タイヤ

タイヤサイズは、道路運送車両法に適合するサイズであること。

## 第12条 参加手続き及び参加受理

- 参加料：¥5,000
- サービス：人員、車両共に登録不要。
- 必要書類：参加申込書＆誓約書（中四国地区統一申込用紙）及び運転免許証の写し。
- 参加申込：所定の用紙に必要事項を記入の上、参加料を添えて現金書留にて郵送のこと。

## 第13条 参加申込受付期日及び受付先

- 受付期日：2010年7月31日（土）～8月25日（水）
- 受付先：第4条に記載する大会事務局

## 第14条 乗員及び車両の変更

- 正式参加受理後の乗員および車両の変更は認められない。
- ただし、参加者から理由を付した文書が受付終了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

## 第15条 車両検査

- 公式車両検査はサービススペースにて行う。（車検員による出張車検）
- 車両検査は保安面を主として行う。

## 第16条 ドライバーズブリーフィング

- 全ての参加者、ドライバー及びナビゲーターは、ブリーフィングに出席すること。
- 欠席による不利益については、オーガナイザーはその責任を負わない。

## 第17条 計時

- 全ての時刻は日本標準時で計測とし、時計の誤差に対する抗議は一切認めない。
- 計時は、参加車両の前輪の中心または最前部が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。  
但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。

## 第18条 チェックポイント（CP）

- CPはオーガナイザーのマークの付いた標識で明示し、原則として進行方向の左側に設置される。またその発見は参加者の義務とする。
- CPの開設は、1号車の通過予定時刻の15分前とし、全参加車両通過確認後または最終スタート車の通過予定時刻の5分後に閉鎖される。
- 特に指示したオープンチェックを除き、CPを見通すことのできる地点に入つてからの時間調整を目的とした停止、最徐行を禁止する。
- CPに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。
- 秒計時区間の時間計算は小数点第一位までとする。
- 分計時区間の時間計算は秒未満を切り捨てて計算すること。

## 第19条 サービス

1. 車両整備作業の監督は、技術委員長およびその指名を受けた競技役員が行う。
2. 競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点（テクニックステージ）以外での車両整備作業及び給油を禁止する。
3. サービス地点にはサービスカー、競技車両、競技役員車両以外は入場出来ない。また、車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及びサービス員とする。
4. 車両整備作業の範囲は、タイヤ、灯火類のバルブ、点火プラグ、Vベルトの交換及び各部点検増締めとし、それ以外の整備作業については技術委員長の許可を得る事。
5. サービスカー及び車両積載車の駐車・移動等については、競技役員の指示に従う事。

## 第20条 減点及び成績

1. スタート、C.P.、フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間（正解時間）との誤差をその区間の減点とする。
  2. タイムトライアル区間においては、実所要時間1秒につき0.1点とする。
  3. 秒計時区間においては、誤差1秒につき1点とする。
  4. 分計時区間においては、誤差1分につき10点とする。
  5. フライングスタートは、1回につき10点とする。
  6. チェックカードの紛失は、1枚につき100点とする。
  7. コントロールシートの計算ミスは、件数に関係なく10点とする。
  8. コントロールシートの提出時間制限、サービス時間の制限等、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバーは、1分につき10点とする。
- 成績は、減点合計の少ないものを上位とし、順位決定する。

同減点の場合、次の順で決定する。

1. SS1の減点の少ないもの。
2. SS2の減点の少ないもの。
3. 抽選

## 第21条 賞典

1～3位：表彰状

## 第22条 参加者の遵守事項

1. 競技中の服装は安全に留意した物で、最低長袖長ズボンを着用する事。  
(レーシングスーツの着用を推奨する。)
2. ドライバーは指先まで覆うグローブの着用を推奨する。
3. 競技から離脱する場合は、最寄りのオフィシャルにリタイヤ届けを提出すること。
4. 競技中は指定したサービス地点以外でサービスを受けることはできない。
5. タイムトライアル区間及び秒計時区間は、安全ベルトとヘルメットを着用すること。
6. タイムトライアル区間及び秒計時区間走行中は、全窓を全閉にすること。

## 第23条 失格

次の場合を失格とする。

1. C.P.に逆方向から進入したとき。
2. 交通事故を起こしたとき。
3. 競技中著しく車体または保安部品を破損したとき。
4. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
5. 走行マナーならびに競技者としてのマナーが悪いと判断されるとき。
6. チェックカード、コントロールカードを改ざんしたとき。
7. スタート後、車両または乗員を変更したとき。
8. 参加者または関係者間で不正行為が行われたとき。
9. オーガナイザーの指示する区域以外でサービス、給油をうけたとき。
10. 各諸規則及び本規則に定める事項に違反があったとき。
11. その他競技役員の指示に従わなかったとき。
12. 以上のほか、本競技会の名誉を著しく汚したと判断したとき。

## 第24条 抗議

1. 参加者は自己が不適に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書に抗議料（20,300円）を添え、競技長に提出する。
3. 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
4. CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとして、これに対する抗議は受け付けない。
5. 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。
6. 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
7. 技術委員長の裁定に対する抗議は裁定直後に抗議提出の意思表示を行い、裁定後30分以内に書面にて提出しなければならない。
8. 審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

## 第25条 公式通知

公式通知は、それに示す範囲において、既に示された全ての指示に優先する。

## 第26条 競技会の延期または中止

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期または中止、途中取りやめとすることができます。

## 第27条 競技会の成立

本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。

## 第28条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

## 第29条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。

またJAF、JMR、オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者が、一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していかなければならない。

即ち、大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF、JMR、オーガナイザー、大会役員、道路管理者、施設管理者は負わない。